

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		補装具費の支給の決定
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条第一項
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課調査認定係
審査基準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第65条の7、第65条の8、第65条の9
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法令等により具体的に規定されているため)
	参考事項	補装具費支給事務取扱指針 新座市補装具費支給要領
	設定等年月日	令和元年10月1日設定 ( 年 月 日最終変更)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日 (ただし、身体障害者更生相談所等の判定及び助言が必要な場合は、判定(助言)後14日)
標準処理期間	設定等年月日	令和元年10月1日設定 ( 年 月 日最終変更)